

議案第11号

小金井市職員の退職管理に関する条例

小金井市職員の退職管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の改正により、職員の退職管理を厳格化するため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項に規定する役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への再就職の届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(小金井市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、小金井市教育委員会)に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第12号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員の年次有給休暇の付与期間等を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1年」を「1年度」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職する職員の当該年度における年次有給休暇は、別表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ右欄に定める日数とする。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第10条の4第2項、第12条の4第2項及び第13条の3第2項中「1年」を「1年度」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(年次有給休暇に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員に係る平成29年度(施行日から平成30年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)における年次有給休暇の日数及び時間数(以下「日時数」という。)については、この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条第1項の規定にかかわらず、平成29年1月1日(以下「基準日」という。)においてこの条例による改正前の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第1項及び第2項の規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数に5日を加えた日時数とする。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日に在職する職員のうち、平成29年2月1日(以下「第2基準日」という。)から施行日の前日までの間に新たに職員となったものの平成29年度における年次有給休暇の日時数については、改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第8条第3項の規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、第2基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数に5日を加えた日時数とする。

(年度の途中で任期が満了する職員の年次有給休暇に関する経過措置)

4 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日に在職する職員のうち、平成29年12月末日までに任期が満了することにより退職するものの平成29年度における年次有給休暇の日時数については、改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第8条第1項から第3項までの規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数とする。

(子どもの看護休暇に関する経過措置)

5 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度における子どもの看護休暇の日時数については、改正後の条例第10条の4第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第10条の4第2項の規定により与えることとされた子どもの看護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた子どもの看護休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間(養育する子が複数の場合にあつて

は、2日4時間)を加えた日時数とする。

(ボランティア休暇に関する経過措置)

- 6 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度におけるボランティア休暇の日時数については、改正後の条例第12条の4第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第12条の4第2項の規定により与えることとされたボランティア休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けたボランティア休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間を加えた日時数とする。

(短期の介護休暇に関する経過措置)

- 7 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度における短期の介護休暇の日時数については、改正後の条例第13条の3第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第13条の3第2項の規定により与えることとされた短期の介護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた短期の看護休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間(要介護者が複数の場合にあつては、2日4時間)を加えた日時数とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

- 8 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第8条第1項から第6項まで」を「第8条」に改める。

議案第12号資料

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																								
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、<u>1</u>年度を通じて20日とする。</p> <p>2 年度中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職する職員の当該年度における年次有給休暇は、別表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ右欄に定める日数とする。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇は、<u>1</u>年を通じて20日とする。</p> <p>2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。</p> <p>3 <u>2</u>月以降において新たに職員となつた者のその年の年次有給休暇は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td><u>2</u>月</td><td><u>1</u>8日</td><td><u>3</u>月</td><td><u>1</u>7日</td></tr> <tr><td><u>4</u>月</td><td><u>1</u>5日</td><td><u>5</u>月</td><td><u>1</u>3日</td></tr> <tr><td><u>6</u>月</td><td><u>1</u>2日</td><td><u>7</u>月</td><td><u>1</u>0日</td></tr> <tr><td><u>8</u>月</td><td><u>8</u>日</td><td><u>9</u>月</td><td><u>7</u>日</td></tr> <tr><td><u>10</u>月</td><td><u>5</u>日</td><td><u>11</u>月</td><td><u>3</u>日</td></tr> <tr><td><u>12</u>月</td><td><u>2</u>日</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 省略</p> <p>2 子どもの看護休暇は、<u>1</u>年において、1日を単位として5日(養育する子が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認すること</p>	<u>2</u> 月	<u>1</u> 8日	<u>3</u> 月	<u>1</u> 7日	<u>4</u> 月	<u>1</u> 5日	<u>5</u> 月	<u>1</u> 3日	<u>6</u> 月	<u>1</u> 2日	<u>7</u> 月	<u>1</u> 0日	<u>8</u> 月	<u>8</u> 日	<u>9</u> 月	<u>7</u> 日	<u>10</u> 月	<u>5</u> 日	<u>11</u> 月	<u>3</u> 日	<u>12</u> 月	<u>2</u> 日			<p>規定の整備 在職期間に 応じた年次 有給休暇の 規定の新設 規定の削除</p>
<u>2</u> 月	<u>1</u> 8日	<u>3</u> 月	<u>1</u> 7日																							
<u>4</u> 月	<u>1</u> 5日	<u>5</u> 月	<u>1</u> 3日																							
<u>6</u> 月	<u>1</u> 2日	<u>7</u> 月	<u>1</u> 0日																							
<u>8</u> 月	<u>8</u> 日	<u>9</u> 月	<u>7</u> 日																							
<u>10</u> 月	<u>5</u> 日	<u>11</u> 月	<u>3</u> 日																							
<u>12</u> 月	<u>2</u> 日																									
<p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 省略</p> <p>2 子どもの看護休暇は、<u>1</u>年において、1日を単位として5日(養育する子が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認すること</p>	<p>項の繰上げ 同上 同上</p> <p>規定の整備</p>	<p>項の繰上げ 同上 同上</p> <p>規定の整備</p>																								

とができる。

3 省略

(ボランティア休暇)

第12条の4 省略

2 ボランティア休暇は、1年度において、1日又は1時間を単位として5日以内とする。

(短期の介護休暇)

第13条の3 省略

2 短期の介護休暇は、1年度において、1日を単位として5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 省略

別表(第8条関係)

在職期間		日数
1月に達するまでの期間		2日
1月を超え2月に達するまでの期間		3日
2月を超え3月に達するまでの期間		5日
3月を超え4月に達するまでの期間		7日
4月を超え5月に達するまでの期間		8日
5月を超え6月に達するまでの期間		10日
6月を超え7月に達するまでの期間		12日
7月を超え8月に達するまでの期間		13日
8月を超え9月に達するまでの期間		15日
9月を超え10月に達するまでの期間		17日
10月を超え11月に達するまでの期間		18日
11月を超え1年未満の期間		20日

ができる。

3 省略

(ボランティア休暇)

第12条の4 省略

2 ボランティア休暇は、1年において、1日又は1時間を単位として5日以内とする。

(短期の介護休暇)

第13条の3 省略

2 短期の介護休暇は、1年において、1日を単位として5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 省略

別表の追加

規定の整備

同上

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(年次有給休暇に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る平成29年度（施行日から平成30年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における年次有給休暇の日数及び時間数（以下「日時数」という。）については、この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定にかかわらず、平成29年1月1日（以下「基準日」という。）においてこの条例による改正前の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項及び第2項の規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数に5日を加えた日時数とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日に在職する職員のうち、平成29年2月1日（以下「第2基準日」という。）から施行日の前日までの間に新たに職員となったものは、平成29年度における年次有給休暇の日時数については、改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第8条第3項の規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、第2基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数に5日を加えた日時数とする。
(年度の途中で任期が満了する職員の年次有給休暇に関する

る経過措置)

4 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日に在職する職員のうち、平成29年12月末日までに任期が満了することにより退職するものの平成29年度における年次有給休暇の日時数については、改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第8条第1項から第3項までの規定により与えることとされた年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次有給休暇の日時数を減じて得た日時数とする。

(子どもの看護休暇に関する経過措置)

5 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度における子ども看護休暇の日時数については、改正後の条例第10条の4第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第10条の4第2項の規定により与えることとされた子ども看護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた子ども看護休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間(養育する子が複数の場合にあっては、2日4時間)を加えた日時数とする。

(ボランティア休暇に関する経過措置)

6 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度におけるボランティア休暇の日時数については、改正後の条例第12条の4第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第12条の4第2項の規定により与えることとされたボランティア休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けたボランティア休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間を加えた日時数とする。

(短期の介護休暇に関する経過措置)

- 7 施行日の前日に在職する職員に係る平成29年度における短期の介護休暇の日時数については、改正後の条例第13条の3第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第13条の3第2項の規定により与えられたこととされた短期の介護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた短期の看護休暇の日時数を減じて得た日時数に1日2時間（要介護者が複数の場合においては、2日4時間）を加えた日時数とする。
（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）
- 8 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第8条第1項から第6項まで」を「第8条」に改める。

議案第13号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第14条の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小金井市市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち第9条の改正規定を削り、第11条の改正規定中「（）、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改め」を削り、第21条、第22条第1項及び第98条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第99条の次に6条を加える改正規定及び第100条から第108条までの改正規定並びに付則第16条の次に5条を加える改正規定を削り、付則第17条の改正規定を次のように改める。

付則第17条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101

条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条中「）、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める。

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第98条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を総称する。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第98条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第98条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項

において同じ。) 以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第99条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第99条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第99条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第99条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、

施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第99条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第99条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第107条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第100条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第101条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(7) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(i) 三輪のもの 年額 3,900円

(ii) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(x) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(4) その他のもの 年額 5,900円

第102条（見出しを含む。）及び第103条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第104条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「あった場合」を「あった場合に」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。

第105条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。

第106条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第107条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第106条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第108条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第16条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第16条の3 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第16条の4 第99条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(i)	3,900円	4,600円
第2号ア(ii)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ii)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第17条第2項から第4項までを削る。

付則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第37条を「、第37条」に、「第4項及び第5項」を「第3項及び第4項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中小金井市市税条例付則第17条の改正規定及び付則第3条の2の規定
定 平成29年4月1日

付則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）並びに付則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日付則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の小金井市市税条例（付則第4条において「31年新条例」という。）第21条及び第22条の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

付則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「付則第1条第2号」を「付則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例付則第17条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号資料1

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号。以下「安定財源確保法」という。）の公布及び施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）及び小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第35号）の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法（昭和25年法律第226号）を、「平成28年改正法」とは安定財源確保法の施行に伴う改正後の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）を、「改正条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例等の一部を改正する条例を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 第1条による改正内容

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長する（市民税関係。法附則第5条の4の2、条例付則第14条の2）。

3 第2条による改正内容

- (1) 法人市民税法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする（法人市民税関係。平成28年改正法附則第1条、附則第17条、改正条例第1条の2、付則第1条、付則第2条の2）。
- (2) 軽自動車税の環境性能割の導入に係る改正規定の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とし、そのことに伴う軽自動車税の税率の特例を1年延長するための規定の整備を行う（軽自動車税関係。平成28年改正法第1条の2、附則第1条、改正条例第1条、第1条の2、付則第1条、付則第3条の2、付則第4条）。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>第14条の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人住民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>第14条の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人住民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>備考</p> <p>住宅借入金等特別税額控除に係る規定の延長</p>

小金井市市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年条例第35号)

改正条例	現行条例	備考
<p>(小金井市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を削り、同条第3号中「第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削り、同条に次の2号を加える。</p>	<p>(小金井市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第11条中「、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を削り、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改</p>	<p>備考</p> <p>規定の整備</p> <p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

め、同条第3号中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第98条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を総称する。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2. 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第98条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「は、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第98条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2. 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課

(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合
には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
第99条の次に次の6条を加える。
（環境性能割の課税標準）
第99条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。
（環境性能割の税率）
第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）
第99条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
（環境性能割の申告納付）
第99条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出

法改正による施行
 期日の変更に伴う
 規定の整備

するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第99条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第99条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第107条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第100条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備
同上

第101条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600

円

(ロ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ハ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

家用 年額 10,800円

<p>b 貨物用のもの</p>	<p>営業用 年額 3,800円</p>	<p>自家用 年額 5,000円</p>	<p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p>	<p>イ 小型特殊自動車</p>	<p>(1) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p>	<p>(1) その他のもの 年額 5,900円</p>	<p>第102条(見出しを含む。)及び第103条(見出しを含む。)中</p>	<p>「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p>	<p>第104条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。</p>	<p>第105条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。</p>	<p>第106条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p>	<p>第107条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第106条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p>	<p>第108条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p>	<p>付則第16条の次に次の5条を加える。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第</p>	<p>中 法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備 同上</p>
-----------------	----------------------	----------------------	----------------------------------	------------------	-------------------------------	-----------------------------	--	---------------------------	--	--	--	--	--	---	--	---

1 章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第99条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
---------	--------	--------

付則第17条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条

の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第101条第2号アの項中「第101条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2号ア(イ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(イ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第17条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
第2号ア(イ) a	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
第2号ア(イ) b	5,000円	1,300円

付則第17条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
第2号ア(イ) a	10,800円	5,400円

第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

付則第17条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
第2号ア(ウ) a	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
第2号ア(ウ) b	5, 000円	3, 800円

同上

第1条の2 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条中「、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める。

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第98条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を総称する。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2. 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第98条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「に

は、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第98条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)

又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第99条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第99条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
- (環境性能割の徴収の方法)
- 第99条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
- (環境性能割の申告納付)
- 第99条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。
- (環境性能割に係る不申告等に関する過料)
- 第99条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
- (環境性能割の減免)
- 第99条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第107条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
- 第100条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
- 第101条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次

の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

円

(ロ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ハ) 四輪以上のもの

a. 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b. 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(ニ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(イ) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(ロ) その他のもの 年額 5,900円
第102条(見出しを含む。)及び第103条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第104条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。

第105条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。

第106条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第107条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項

中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第106条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第108条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第16条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第99条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) b	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第17条第2項から第4項までを削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第11条、第37条、第51条及び第52条の改正規定並びに同条例付則第51条及び第52条の改正規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、「第4項 平成29年1月1日

- (2) 第1条中小金井市市税条例付則第17条の改正規定及び付則第3条の2の規定 平成29年4月1日

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第11条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第37条、第51条及び第52条の改正規定並びに同条例付則第51条及び第52条の改正規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、「第321条の8第2項及び第23項の申告書を削る部分に限る。）並びに次条第1項、第4項及び第5項 平成29年1月1日

- (2) 第1条中小金井市市税条例第9条の改正規定、同条例第11条の改正規定（「」、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加える部分、同条第2号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）、「同条例第21条、第22条及び第98条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第99条の次に6条を加える改正規定、同条例第100条から第108条までの改正規定並びに同条例付則第16条の次に5条を加える改正規定及び同条例付則第17条の改正規定並び

<p>(3) 省略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び付則第4条の規定 平成29年4月1日</p>	<p>(3) 省略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び付則第4条の規定 平成29年4月1日</p>	<p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p>
<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例第21条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例第21条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の小金井市市税条例（付則第4条において「31年新条例」という。）第21条及び第22条の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条の2 新条例付則第17条の規定は、平成29年度の軽自動車税について適用する。</p>	<p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の小金井市市税条例（付則第4条において「31年新条例」という。）第21条及び第22条の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条の2 新条例付則第17条の規定は、平成29年度の軽自動車税について適用する。</p>	<p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分</p>	<p>第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則</p>	<p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

<p>は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>法改正による施行期日の変更に伴う規定の整備</p>
---	--

議案第14号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対して交付する補助を拡充するため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「9,400円」を「11,400円」に改め、同表の2の項中「7,700円」を「9,700円」に、「9,400円」を「11,400円」に改め、同表の3の項中「6,700円」を「8,700円」に、「8,800円」を「10,800円」に改め、同表の4の項中「5,600円」を「7,600円」に、「8,200円」を「10,200円」に改め、同表の5の項中「3,200円」を「5,200円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第14号資料

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考	
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)					
区分	19歳未満の扶養親族の数	所得の基準(上限額)	補助金月額		19歳未満の扶養親族の数	所得の基準(上限額)	補助金月額		
			第1子	第2子以降			第1子	第2子以降	
1	16歳未満 <加算単価> 第2区分: 21,300円 第3・4区分: 19,800円	市区町村民税所得割額(円)	11,400円	11,400円	16歳以上19歳未満 <加算単価> 第2区分: 11,100円 第3・4区分: 7,200円	市区町村民税所得割額(円)	9,400円	9,400円	補助金月額の増額
2	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

3	省略	省略
		8,700 円 8,800 円
4	省略	省略
		7,600 円 10,200 円
5	省略	5,200 円 5,200 円

備考 1 } 省略
 2 }
 4 }

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3	省略	省略
		6,700 円 8,800 円
4	省略	省略
		5,600 円 8,200 円
5	省略	3,200 円 3,200 円

備考 1 } 省略
 2 }
 4 }

議案第15号

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

現在の保育・幼児教育環境に即して、愛育手当の受給資格者の適正化を図ることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のアからエまで」を「4月1日現在の年齢が満3歳から満5歳までであって、次のアからオまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 次のいずれかに該当する者

- ㊦ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターに月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、月の初日に在籍している者であって規則で定めるもの
- ㊧ 規則で定める施設等に月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、又は利用契約を締結し、月の初日に在籍している者

第2条第2号に次のように加える。

オ 小金井市保育室等入所児童保護者助成金交付要綱（昭和62年7月3日制定）第3条第1項に掲げる要件を満たす者でないこと。

第5条を次のように改める。

（手当の額）

第5条 手当の額は、幼児1人当たり月額7,300円とする。

第6条第2項中「又は当該事業を利用した日」を「当該事業を利用し、又は当該要件を満たす者となった日」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 第2条第2号オの要件を満たす者

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市愛育手当条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成29年4月以降の月分の愛育手当について適用し、同年3月以前の月分の愛育手当については、なお従前の例による。

（平成29年度分の愛育手当の特例）

- 3 改正後条例第2条第2号の規定にかかわらず、平成29年4月1日現在の年齢が満5歳である幼児に係る平成29年4月から平成30年3月までの月分の愛育手当

については、改正後条例第2条第2号アの規定は適用せず、同号中「アからオまで」とあるのは、「イからオまで」とする。

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 幼児 4月1日現在の年齢が満3歳から満5歳までである者</p> <p>ア 次のアからオまでのいずれにも該当する者</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターに月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、月の初日に在籍している者であつて規則で定めるもの</p> <p>ロ 規則で定める施設等に月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、又は利用契約を締結し、月の初日に在籍している者</p> <p>イ } 省略 ロ } エ }</p> <p>オ 小金井市保育室等入所児童保護者助成金交付要綱(昭和62年7月3日制定)第3条第1項に掲げる要件を満たす者でないこと。</p> <p>(手当の額) 第5条 手当の額は、幼児1人当たり月額7,300円とする。</p> <p>(支給期間及び支給期月) 第6条 省略 2 前項の規定にかかわらず、幼児が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該施設に在籍し、当該事業を利用し、又は当該要件を満たす者となった日の属する月の前月分まで支給する。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 幼児 次のアからエまでのいずれにも該当する者をいう。</p> <p>ア 4月1日現在の年齢が満4歳又は満5歳であること。</p> <p>イ } 省略 ロ } エ }</p> <p>(手当の額) 第5条 手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4歳児 月額7,300円 (2) 5歳児 月額7,300円 (支給期間及び支給期月) 第6条 省略 2 前項の規定にかかわらず、幼児が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該施設に在籍し、又は当該事業を利用した日の属する月の前月分まで支給する。</p>	<p>対象年齢の改正及び規定の追加</p> <p>規定の整備</p> <p>規定の整備及び規定の追加</p>

(1) } 省略
(2) }
(3) }

(4) 第2条第2号オの要件を満たす者

3 省略

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市愛育手当条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成29年4月以降の月分の愛育手当について適用し、同年3月以前の月分の愛育手当については、なお従前の例による。
(平成29年度分の愛育手当の特例)
- 3 改正後条例第2条第2号の規定にかかわらず、平成29年4月1日現在の年齢が満5歳である幼児に係る平成29年4月から平成30年3月までの月分の愛育手当については、改正後条例第2条第2号アの規定は適用せず、同号中「アからオまで」とあるのは、「イからオまで」とする。

(1) } 省略
(2) }
(3) }

3 省略

議案第15号資料2

1 小金井市愛育手当条例施行規則（昭和48年規則第9号）に規定する内容

(1) 条例第2条第2号ア(7)の規則で定めるもの

(3)に掲げる施設に在籍し、又は事業を利用することの代替的措置として、児童発達支援センターを利用する者

(2) 条例第2条第2号ア(4)の規則で定める施設等

(3)に掲げる施設又は事業に類するものとして市長が認めるもの

(3) 幼稚園、特別支援学校幼稚部、都知事認定の幼稚園類似幼児施設、幼保連携型認定こども園、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、保育室、家庭福祉員、認証保育所、グループ保育室、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

2 都内26市の類似制度（※）に係る支給月額状況

支給月額（最高額）	類似制度を有する市	
～4,000円	4市	八王子、町田、小平、稲城
～5,000円	1市	武蔵野
～6,000円	1市	西東京
～7,000円	1市	東村山
～8,000円	1市	小金井
計	8市	

※ 無認可保育施設等在籍児童の保護者に対して、直接的な経済支援を行う制度

議案第16号

小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例

小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例を別紙のように制定する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金を廃止し、当該貸付制度を継続して実施するため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、小金井市国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の高額療養費（以下「高額療養費」という。）に相当する費用及び小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）第6条の出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）に相当する費用に充てべき資金（以下これらを「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 高額療養費 当該療養を受けた者の属する世帯の世帯主
- (2) 出産育児一時金 次のいずれかの要件に該当する者の属する世帯の世帯主
 - ア 出産予定日まで1か月以内である者
 - イ 妊娠4か月以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払った者

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高額療養費 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）に係る高額療養費の支給見込額の範囲内
- (2) 出産育児一時金 申請者に係る出産育児一時金の支給予定額の範囲内

(利子)

第4条 資金の貸付金（以下「貸付金」という。）には、利子を付さない。

(貸付けの申請)

第5条 申請者は、市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、資金の貸付けを決定し、この旨を申請者に通知する。

(償還)

第7条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、高額療養費及び出

産育児一時金の受領に関する権限を市長に委任するものとする。

- 2 貸付期間中に被保険者資格を喪失した場合は、借受人は喪失した日から10日以内に貸付金の償還をしなければならない。

(届出)

第8条 借受人は、貸付金の償還を完了するまでに、住所、氏名その他申請内容に重要な変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(貸付けの取消し等)

第9条 市長は、資金の貸付けの決定を受けた者又は借受人に、虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、当該決定を取り消し、又は貸付金を直ちに返還させるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例の一部改正)

- 2 小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例(平成13年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「前条」を「小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例(平成29年条例第 号)付則第2項の規定による改正前の小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例第8条」に改める。

(小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例の一部改正に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による改正前の小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例第8条の規定によりされた申請に係る資金の貸付対象者及び貸付額については、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日までの間は、な

お従前の例による。

(小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例の廃止)

4 小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例は、廃止する。

議案第16号資料

小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成29年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付申請）

第2条 条例第5条の規定により資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 高額療養費 医療機関が発行した療養に係る請求書又は領収書
- (2) 出産育児一時金 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 条例第2条第2号アに掲げる者 出産予定日まで1か月以内であることを証明する書類

イ 条例第2条第2号イに掲げる者 妊娠4か月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書

（貸付決定通知）

第3条 市長は、条例第6条の規定により資金の貸付けの可否及び資金の貸付額（以下「貸付額」という。）を決定したときは、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（貸付手続）

第4条 前条の規定により資金の貸付決定の通知を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小金井市国民健康保険高額療養費等支給申請書（様式第3号）
- (2) 代理人選任届（様式第4号）
- (3) 小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付請求書（様式第5号）
- (4) 小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付借用書（様式第6号）

（届出）

第5条 条例第8条の規定による届出は、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸

付申請事項変更届書（様式第7号）によるものとする。

（貸付決定の取消し等の通知）

第6条 条例第9条の規定による資金の貸付決定の取消し又は資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の返還請求は、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付取消し等通知書（様式第8号）によるものとする。

（貸付けの時期）

第7条 市長は、条例第6条の規定により資金の貸付けを決定したときは、速やかに資金を貸し付けるものとする。

（償還方法等）

第8条 貸付金の償還は、当該貸付金に係る高額療養費及び出産育児一時金（以下「高額療養費等」という。）を充てることにより行う。

2 市長は、貸付額が、高額療養費等に満たないときは、その不足する金額について速やかに支給するものとする。

3 市長は、貸付額が、高額療養費を超えるときは、その超過する金額について期日を定めて返還させるものとする。

4 市長は、貸付金の償還を受けたときは、小金井市国民健康保険高額療養費等貸付金完納通知書（様式第9号）により資金の貸付けを受けた者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成29年条例第 号）付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例施行規則の一部改正）

2 小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例施行規則（平成13年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「前条」を「小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例施行規則（平成29年規則第 号）付則第2項の規定による改正前の小金井市国民健康保

険高額療養費等貸付基金条例施行規則第2条」に改める。

第7条中「条例第8条」を「小金井市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成29年条例第 号）付則第2項の規定による改正前の条例第8条」に改める。

（小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例施行規則の一部改正に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に、前項の規定による改正前の第2条の規定によりされた申請に係る資金の貸付けの決定その他の手続等については、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

（小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例施行規則の廃止）

- 4 小金井市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例施行規則は、廃止する。

様式…省略

議案第17号

小金井市市民農園条例の一部を改正する条例

小金井市市民農園条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年1月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

都市農業振興基本法の施行に伴う規定の整備及び受益者負担の適正化、近隣市の状況等を勘案し、市民農園使用料の改定を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市民農園条例の一部を改正する条例

小金井市市民農園条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第3条の基本理念を踏まえ」を加える。

第7条第1項中「4,800円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「400円」を「550円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第17号資料

小金井市市民農園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第3条の基本理念を踏まえ、市民が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、また、市民相互の交流を深めてより豊かな余暇生活の実現に資するため、小金井市市民農園（以下「農園」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 農園を使用しようとする者は、使用の承認を受けた際に年額<u>6,600円</u>の使用料を市が指定する日までに納入しなければならない。</p> <p>2 途中使用中止（規則に定める理由に該当する場合に限る。）又は途中使用開始の場合の使用料は、月額<u>550円</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、また、市民相互の交流を深めてより豊かな余暇生活の実現に資するため、小金井市市民農園（以下「農園」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 農園を使用しようとする者は、使用の承認を受けた際に年額<u>4,800円</u>の使用料を市が指定する日までに納入しなければならない。</p> <p>2 途中使用中止（規則に定める理由に該当する場合に限る。）又は途中使用開始の場合の使用料は、月額<u>400円</u>とする。</p>	<p>都市農業振興基本法の施行に伴う規定の追加</p> <p>使用料の改定 同上</p>

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成28年11月 1日から
平成28年12月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業 者 名	契 約 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	5888-0	平成28年11月8日	小金井市総合体育館屋上防水等改修工事 相沢建設(株)	屋上防水改修工事 (平場) 260.6㎡ (立上り) 69.4㎡ シート防水 (平場) 349.4㎡ (立上り) 56.4㎡ その他工事 (1) 外壁補修 (2) 屋外鉄部塗装	¥22,248,000	平成28年11月9日から 平成29年3月6日まで		制限付一般 競争入札2 者	30

進捗率は、平成29年1月1日現在

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成28年11月 1日から
平成28年12月31日まで

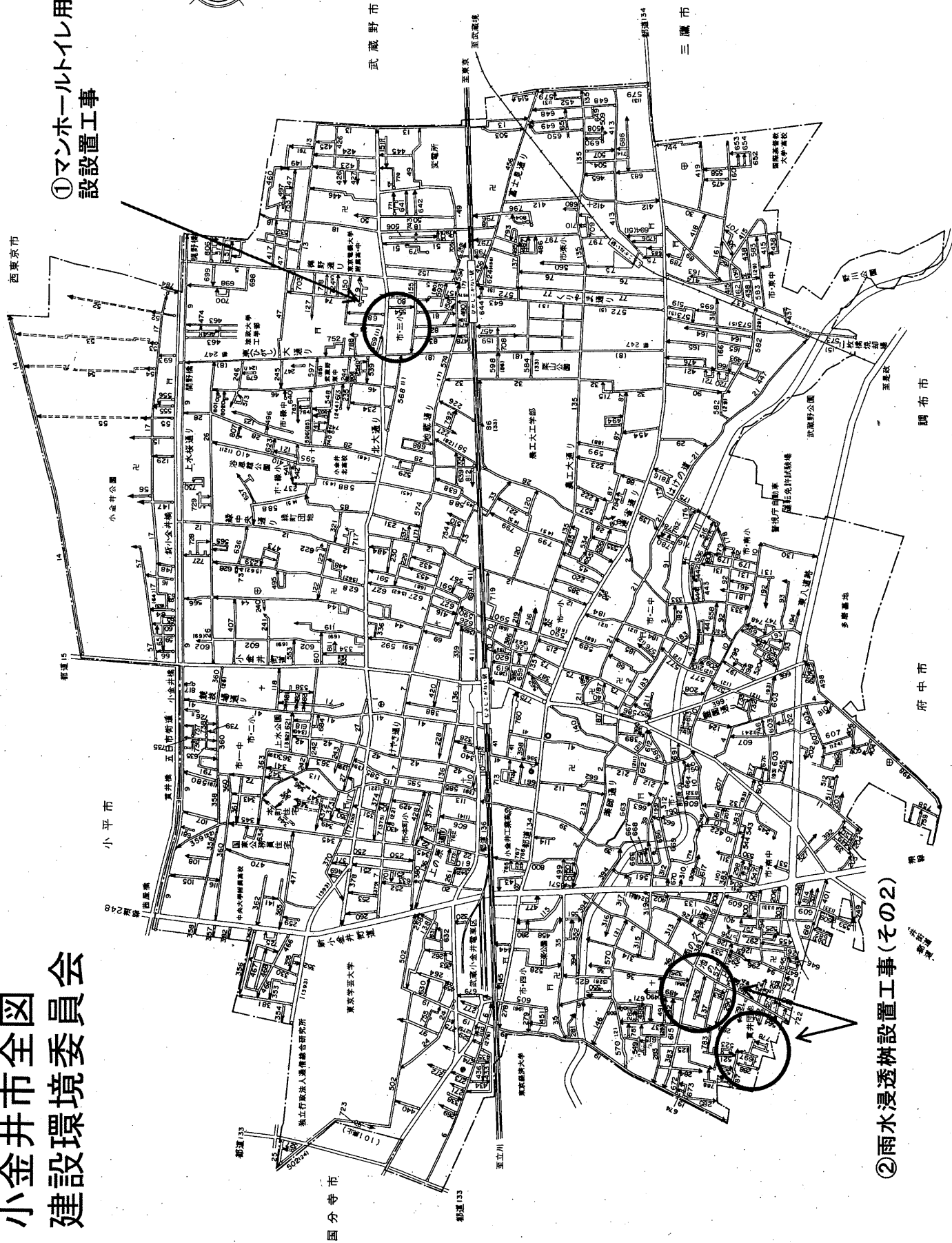
建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	5707-0	平成28年11月1日	マンホールトイレ用下水道施設設置工事 金澤建設(株)	¥12,679,200	平成28年11月2日から 平成29年1月27日まで	マンホールトイレ 組立1号マンホール 硬質塩化ビニル管 WUφ150 硬質塩化ビニル管 WUφ150 硬質塩化ビニル管 WUφ500 硬質塩化ビニル管 VPφ300 取付管工 仕切弁設置工 付帯工	指名競争入 札10者	85
2	6608-0	平成28年12月1日	雨水浸透枳設置工事(その2) 鴨下設備工業(株)	¥17,042,400	平成28年12月2日から 平成29年3月21日まで	L形雨水枳設置工 雨水浸透管推進工 取付管設置工 付帯工	指名競争入 札8者	5

進捗率は、平成29年1月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

①マンホールトイレ下水道施設設置工事



②雨水浸透樹設置工事(その2)